

成年年齢引き下げ 18歳から『大人』に！

4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。約140年ぶりに成年の定義が見直されることで、何が変わらるのか、私たちの暮らしにどのような影響がもたらされるのか、改めて確認しておきましょう！

Q



いつから変わるの？

A



4月1日からです！

4月1日に18歳、19歳に達している人は、その日から新成人となります。
現在、未成年の方は、生年月日によって新成人となる日が下記のようになります。

| 生年月日 | 成年になる日 | 成年年齢 |
|-----------------|-----------|------|
| H14.4.1以前 | 20歳の誕生日から | 20歳 |
| H14.4.2～H15.4.1 | R4.4.1から | 19歳 |
| H15.4.2～H16.4.1 | | 18歳 |
| H16.4.2以降 | 18歳の誕生日から | 18歳 |

18

歳(成年)になったらできること

- 親の同意なしでの契約
(携帯電話の契約、ローンを組む、クレジットカードを作るなど)
※支払能力、返済能力によっては契約できない場合もあります。
- 10年有効のパスポートを取得する
- 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取得する
- 結婚
(女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に)
- 性同一性障がいの人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる
- 普通自動車免許の取得は、これまでどおり18歳以上で取得できます。

20

歳にならないとできないこと

- 喫煙
- 飲酒
- 競馬や競輪などの投票券を買う
- 養子を迎える
- 大型・中型自動車運転免許を取得する
- 国民年金の被保険者資格を得る



健康面への影響や非行防止、青少年保護などの観点から20歳のままになっています。

ちょっと待って！！
その契約、大丈夫？

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合は、民法で定められた未成年者取消権によって、その契約を取り消すことができます。これは、未成年者を保護し、消費者トラブルを抑止する役割を果たしています。18歳に達すると未成年者取消権が使えなくなるため、社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙いうちにする消費者トラブルの拡大が心配されています。

| 副業・情報商材やマルチ | エステや美容医療 | 健康食品や化粧品 | 誇大な広告や勧誘 |
|---|-------------------|----------------------------|------------------|
| もうけ話 | 美容関連 | 定期購入 | SNSきっかけ |
| ・「簡単に稼げる」と強調する広告や勧誘をうみにしない。 ・「荷物を受取り転送するだけ」のアルバイトは詐欺。絶対にしない。 | | | |
| ・その場で契約・施術をしない。 ・サービスの施術前にリスク等の説明を十分に受けて検討する。 | | | |
| マッチングアプリ | 出会い系 | 18歳・19歳に気を付けてほしい | データ商法 |
| ・規約をよく確認して利用する。 ・知り合った相手から他のサイトに誘導されて、高額請求される可能性も。 | | | |
| 消費者トラブル 10選 | | | |
| 就活商法やオーディション商法 | 賃貸住宅や電力の契約 | 消費者金融からの借入やクレジットカード | スマホやネット回線 |
| 仕事関連 | 新生活関連 | 借金・クレカ | 通信契約 |
| ・必要ないと思う契約は、先輩や知人から勧誘されてもはっきり断る。 ・アンケート等を求められても安易に個人情報を伝えない。 | | | |
| ・契約先の事業者名や連絡先、契約条件をよく確認する。 ・賃貸住宅の退去時の条件などもしっかり確認する。 | | | |
| ・借金をしてまで契約すべきかよく考える。 ・手数料が発生するリボ払いに注意する。 | | | |



困ったときはすぐに相談してください。

武雄市消費生活センター

☎0954-23-9500

消費生活のさまざまなご相談について、消費者の皆さまの立場で一緒に考え、解決についてのお手伝いをします。

場所:市役所2階

時間:9:00～16:30(土日・祝日を除く)

消費者ホットライン
☎188(いやや)

全国統一の「188」は、最寄りの市町村や都道府県の消費生活センターなどを案内する番号です。消費生活センターが開所していない土日・祝日は、国民生活センターへつながります。